

【韓国】 在外文化財に関する法案の審議動向

菊池 勇次

(本稿は、海外立法情報課が執筆を依頼したものである。)

* 2011年12月29日、韓国国会本会議において、国外に所在する韓国文化財(以下、在外文化財)の返還推進等を行う財団を設立し、在外文化財の返還及び活用に関する基本計画の策定を文化財庁に義務づけることを骨子とした「文化財保護法一部改正法律案」が可決された。

背景

近年、韓国では国外流出文化財に対する世論の関心が高まり、これを受けて韓国国会でも、文化財の返還を求める決議、法改正等が行われている。

例えば、2011年12月6日に韓国側に引き渡された宮内庁所蔵の「朝鮮王朝儀軌」をめぐっては、2006年12月8日に「日本所蔵朝鮮王朝儀軌返還要求決議」が採択され、2010年2月25日にも同名の決議が採択された。また、2006年12月8日には「フランス所蔵外奎章閣図書返還要求決議」が採択された。

文化財保護法にも「第8章在外文化財」が新設され(2010年2月4日公布、2011年2月5日施行)、在外文化財の保護、返還、活用に関する国家の努力義務が明示され、国家は必要な組織と予算を確保しなければならない(第67条)、在外文化財の保護及び返還のために関連機関又は団体を支援・育成することができる(第69条)と定められた。

なお、韓国政府が2011年10月末時点で把握している在外文化財は、計14万264点であり、そのうち約半分の6万5331点が日本に所蔵されており、日本以外では、米国3万7972点、ドイツ1万770点、ロシア4,008点の順になっている。また、2011年6月までに政府間協定、寄贈、購入、長期貸与等の形態で海外から韓国に引き渡された韓国文化財は計8,540点であり、うち約6割の5,108点が日本から引き渡されたものである。

今回の法改正案の経緯

このような流れを受け、2011年2月9日に鄭長善(チョン・ジャンソン)議員(民主党)が「在外文化財財団設立運用に関する法律案」(以下、1案)を代表発議し、2011年6月30日には趙允旋(チョ・ユンソン)議員(ハンナラ党)が「文化財保護法一部改正法律案」(以下、2案)を代表発議した。

両案は類似した内容であり、在外文化財の返還及び活用を推進する財団(文化財庁所管の特殊法人)の設立を骨子とするものである。提案理由において両案は、これまで政府中心の文化財返還要求には政治、外交的な困難が伴い、一方で民間の返還運動には人的資源や財政面での限界があったことから、双方の不足した部分を補い、体系

的に文化財返還の推進を行うために財団を設立する必要があると主張している。

これに加えて 2 案では、5 年ごとに在外文化財の返還及び活用に関する基本計画を策定するよう文化財庁に義務づけ、文化財庁の諮問機構として「在外文化財返還及び活用諮問委員会」を設置する規定を設けている。

2011 年 11 月 11 日の文化体育観光放送通信委員会法案審査小委員会では、別途の法律により独立性の高い組織を設ける（1 案）よりも、「文化財保護法」に設立根拠を設け（2 案）、文化財庁による一元的管理を行うのが効率的との意見が多数を占めた。

その結果、1 案と 2 案の内容を統合した「文化財保護法一部改正法律案」（委員会代案）が小委員会で可決され、11 月 16 日の委員会全体会議において委員会代案が可決され、1 案及び 2 案は廃案となることが決まった。そして委員会代案は、12 月 28 日に法制司法委員会を通過し、12 月 29 日の本会議で可決された。

今後、同改正法の公布後 1 か月以内に在外文化財財団設立委員会が設置され、公布後 6 か月が経過した日に同改正法が施行され、財団が設立されることになる。

その他の議案

このほか、在外文化財の返還に関する議案には、朴映宣（パク・ヨンソン）議員（民主党）が 2011 年 10 月 18 日に代表発議した「国外略奪文化財還収特別委員会構成決議案」がある。この決議案は、国会に定員 16 人、設置期間 2014 年 12 月 31 日までの特別委員会を設置することを骨子とするものであるが、12 月 29 日時点では上程、審議はなされていない。

参考文献(インターネット情報は 2011 年 12 月 29 日現在である。)

- ・「문화재보호법」(「文化財保護法」)<http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYP=ELAW_BON&LAW_ID=A1416&PROM_NO=10000&PROM_DT=20100204&HanChk=Y>
- ・문화체육관광방송통신위원회「문화재보호법 일부개정법률안 검토보고서」(文化体育観光放送通信委員会「文化財保護法一部改正法律案検討報告書」)<<http://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/FileGate?bookId=26F961C9-0E22-66CB-1612-AD6BA2FE0885&type=1>>
- ・문화체육관광방송통신위원회「국외소재문화재단 설립운영에 관한 법률안 검토보고서」(文化体育観光放送通信委員会「在外文化財財団設立運営に関する法律案検討報告書」)<<http://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/FileGate?bookId=8911D8C3-3806-1DFD-0646-985C8EE718F1&type=1>>
- ・「第 303 回国会(定期会)文化体育観光放送通信委員会会議録(法案審査小委員会)(臨時会議録)第 8 号」<http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/303/pdf/303reb008b.PDF>
- ・「第 303 回国会(定期会)文化体育観光放送通信委員会会議録(臨時会議録)第 11 号」<http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/303/pdf/303re0011b.PDF>
- ・「문화재보호법 일부개정법률안(대안)」(文化財保護法一部改正法律案(代案))<<http://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/FileGate?bookId=8C027649-7725-83E4-6D5C-B8009ED89450&type=1>>